

助産施設の認可等について

1. 助産施設の目的

目的：経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、安全で衛生的な出産を保証し、児童の健全な育成を図る。（児童福祉法第36条）

2. 新規認可と廃止の経緯

- 勤医協札幌病院（廃止）：医療機能再編に伴い産科を移転するため、令和8年3月31日をもって助産施設を廃止する。
- 勤医協中央病院（新規認可）：現在の入院助産体制（4床）を維持するため、移転先となる同病院を令和8年4月1日付で新たに認可する。
- 審査結果：書類審査及び現地検査の結果、札幌市児童福祉法施行条例等の審査基準に適合していることを確認。

新規認可施設	住所	定員
勤医協中央病院（4.1付認可）	東区東苗穂5条1丁目9番1号	4人
現施設	住所	定員
勤医協札幌病院（3.31廃止）	白石区菊水4条1丁目9番22号	4人
朋佑会札幌産科婦人科	北区屯田6条2丁目11番1号	1人
福住産科婦人科クリニック	豊平区福住3条1丁目2番24号	1人
手稲溪仁会病院	手稲区前田1条12丁目1番40号	4人
青葉産婦人科クリニック	厚別区青葉町6丁目1番9号	2人
あいの里助産院	北区あいの里4条4丁目6番12号	2人

3. 助産施設の利用実績

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (2月末時点)
利用者数	121	119	115

勤医協中央病院（外観）

